

《新型コロナウイルス感染症にかかわる出席の取り扱いについて》

1. 本人もしくは同居家族等に、発熱等の風邪症状がある場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症への心配から、本人・保護者の意向で欠席する場合「出席停止」扱い。
- (2) そうでない場合「病欠」扱い。

2. 生徒本人が濃厚接触者に該当、もしくは疑いがある場合

- (1) 生徒本人が「濃厚接触者」となる可能性がある場合
→ 濃厚接触者かどうか判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。
- (2) 生徒本人が「濃厚接触者」となった場合
→ PCR検査の結果が判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。
※ 結果が陰性だった場合
→ 保健所から指示された健康観察期間中は登校しない。「出席停止」扱い。
なお、健康観察期間後は、本人の体調がよければ登校可能とする。
- (3) 生徒本人がPCR検査で陽性となった場合
→ 保健所より指示された期間中は登校しない。「出席停止」扱い。
その他、保健所の指示に従って対応を行う。
- (4) 生徒本人が「濃厚接触者」ではないが、風邪症状などによりPCR検査を受けた場合
→ 結果が判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。
※ 結果が陰性だった場合
→ 本人の体調がよければ登校する。
なお、本人・保護者の意向で欠席する場合も「出席停止」扱いとする。
※ 陽性だった場合、2 - (3) に記述の通り対応する。

3. 同居家族等が濃厚接触者に該当、もしくは疑いがある場合

- (1) 同居家族等が「濃厚接触者」となる可能性がある場合
→ 濃厚接触者かどうか判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。
- (2) 同居家族等が「濃厚接触者」となった場合
→ 同居家族等のPCR検査結果が判明するまで登校しない。「出席停止」扱い。
※ 結果が陰性だった場合
→ 生徒の体調がよければ登校可能とする。
なお、本人・保護者の意向で欠席する場合、「出席停止」扱い。
- (3) 同居家族等がPCR検査で陽性だった場合
→ 生徒本人が「濃厚接触者」となった場合、保健所から指示された期間中は登校しない。「出席停止」扱い。
その他、保健所の指示に従って対応を行う。